

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5

300
70

浪華帖道風消息

始



浪毒帖道風消息

300
70



江美帖道風清



海濱之波注稱哥美被
賜 光緒二十九年
清廷女子是 注稱

有以... 律賜元
依... 好...
中... 心

... 好

... 好

... 好

... 好

伏賜 且...

馬乃悅地取難謝糧之乘
照一書也取之請在急海
如言此也

二月廿日右海門佐力宿於
望主老系亮殿無

海門之石能身外一
養之但養法科英江
州海村被勞力治為
之利因之勞物依難

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

一、

二、

三、

四、

五、

六、

七、

多るは

九月にいふ在あつたや

いふと七とあるは

有は言ふ相伝りの

五丁

物 海をいふと魚は

海をいふと魚は

海をいふと魚は

海をいふと魚は



操之者在身謝之在口
下之者在心
子之者在身
子之者在心

海漢之侯灑以平恒倫相

子之者在身
子之者在心
子之者在身
子之者在心
子之者在身
子之者在心
子之者在身
子之者在心

開故其初身世古言
此中極其特色一
身一塔之身夫一
九月廿七日
以上在任中
無

省以之
提款約
右
留
之

何名度相 是日云云
騰行自以後云云
乃身內產行云云
若百寸云云
乃身內極老身味

乃身內極老身味
乃身內極老身味

乃身內極老身味
乃身內極老身味

懐之昔涯心神如香美多
成七道以 炎直矣以力
院子一〇証厚海山

十二方其言内花撞以海如
以上 桂磨介殿哥

有後之此物所念如氏且为令
御覽以心奉入令取是賜
諸不詳啓也 儀之

二月廿日老儀ヲ
儀之 奏殿哥

心へて事なる物の中

想ふに便はる

有るに依る 具へる

其の由を 善く知る

修するに由るを修する

其の由を修するに由る

修するに由る

其の由を修するに由る

香江之山園集也
春之山園由琴瑟中
得甚佳年復馬可承也
一馬之山園也

取山能多何口文好氣
丁山得佳瑞 本之
其 山 山 山 山
五山山山山山山
山 山 山 山 山

浪華帖道風消息釋文

第一

一丁

道風草名謹言。彼位祿符。若被

賜二 貴署一歟。亦今日參二

法性寺一たまふらん。位祿

符いかて早催賜らん。

依レ此不遣二使者一也。諸自以

聞。念々不具。謹言。

八月十五日內藏權頭野カ道風草名狀

謹上右中辨殿政所

二丁

第二

道風草名謹言。一夜欲二參候一之間。早

承二歸 駕之由。悚鬱罔疆。

伏賜二 恩察。幸甚々々。亦 御

馬恐悅。非拜難謝。覽垂二

照悉。尤所望足。諸在二參謝一。

不宜謹狀。

二月廿日右衛門佐野カ道風草名狀

謹進左京亮殿政所

第三

道風草名謹言。久不能奉拜。悚

鬱々々。但祭衛料。遣江

州返抄。被勞給如何。惣

今月料。同以勞賜。依難

參拜。所綴達也。恐恥々々。

謹言。

十二月九日老末野道風草名狀

謹進頭殿政所

三丁

第四

道風草名謹言。適官符出來。仍以

十日拂曉。可罷下。彼御馬

給。及深所望也。辱達細

事。悚恐自察。諸念々不

具。謹狀。

九月六日右衛門佐野道風草名狀

謹進左京亮殿政所

第五

道風草名謹言。今朝他行之間。辱

四丁

五丁

賜。御馬。恐幸兼半。抑承

所勞之由。不能參聞。悚

鬱々々。醫家所申如何。

念劇之比。自致缺懈。戰

慄々々。諸在參謝。不具謹狀。

八月十五日右衛門佐野道風草名狀

謹進左京亮殿政所謹言

第六

道風草名謹言。候瀧口平恒倫相

知侍。其子大和御靈會

六丁

奉仕侍なるを。極辱。御

服元元服したまへ。宿御衣下

襲表袴等。若有恩

顧乎。他童達依駒牽。可無

閑暇。其期今月廿七日者。

此事極無心。悚恥々々。諸

自以啓。念々不具。謹言。

九月廿七日內藏權頭野道風草名狀

謹上右中辨殿政所

道風謹言。從去月重病者
 提款侍。經數日甚以危亟。
 不覺他事。日夜歎悲。
 侍。昨今頗似散病氣。か、れ
 と猶無頼。平換かたくそ
 侍る。辱枉。恩問甚慰。愁
 腸。諸自以啓。恐々念々。謹言。
 即日內藏權頭野道風狀
 世間はかなきを承侍
 る。まいて極老身。曉

夕いごあやしくなん

侍れ。

第八

道風謹言。夜部所勞侍。不
 能參入。今朝營參間。關忘
 悚恐無涯。心神如春。萬事
 啓無益。以貴息賢郎爲
 證。千萬恥辱。道風謹言。
 十二月廿三日內藏權頭野道風狀
 謹上播磨介殿政所

第九

道風謹言。此物所充如此。且爲令
 御覽。謹以奉入。令求遺賜。
 諸不詳啓。恐々謹言。
 二月廿八日老僕野道風狀上
 謹上大貳殿政所

深不可奉忘。見世後生。
 筆墨流俗也。自以參
 謝。道風謹言。
 即日下翁野道風狀上

退言。此事若有物聞者。
 極可不便。謹言。

第十

道風謹言。伏奉恩命。幸
 甚。再拜。慈厚之

第十一

道風謹言。昨適參入。内之次。
 奉御假由。鬱悒申給
 侍。甚候近程。不聞承返
 々恐言侍。深被恩

願不能參謝。日夕悚歎
申給侍。伏賜^レ 悉^レ之。幸
甚々々。委曲自啓。謹言。
五月廿八日老末野^カ道風^{草名}狀
謹上頭殿政所

浪華帖道風消息跋

世に小野道風朝臣の書と傳ふるもの妙しとせず。その中眞蹟とすべきもの、御物の屏風土代及び玉泉帖と稱する白氏詩卷を始めて數種あり。又雙鉤本として存せる新樂府の如きも、その原本は朝臣の筆として疑無きものと考へらる。然れども皆署名無く、たゞ屏風土代のみは藤原定信が、朝臣の没後百七十四年なる保延六年に、奥書を加へて之れを證せるあり。

こゝに文政二年、大阪の人森川世黄が、蒐集審定して摹刻せし浪華帖に収録せる朝臣の消息十一通は、皆名を署し月日を加へ、多くは官名をも冠せり。この中第一第六第七第八の四通なる内藏權頭は、天徳四年十月九日に木工頭より轉任せしにて、爾後康保三年の没時に及べり。日本紀略によりてその卒年を七十一とせば、六十五歳以後に當れり。又木工頭は天徳元年に既にその官に在りしなれば、第二第四第五の三通なる右衛門佐の任は、更にその以

前にして、天曆三年五十四歳の時この官なりしこと、同書に見えたり。その他は、或は老僕又は老末とし、或は下翁と記せり。この十一通の中、右衛門佐の三通は、書風稍流麗なれど、他の七通は概して老筆にして、第八の消息は、謂ゆる所勞の際とて、最もその趣を現せり。殊に扶桑略記に、木工頭を更任せしは、病後言語通ぜず、急作の行事に便無きに因るとせり。されば内藏權頭時代のものは、たゞ晩年のみならず、かの古今著聞集に傳ふる中風症に罹りし後に屬せりとおもはる。そもく傳世の朝臣の書、眞行草に亘り、その形状各一ならざれども、字體の連續するもの、御物の玉泉帖後半の外甚妙し。然るに此の消息は、文體尺牘に出で、國文を交へ、草假名をも用ゐたるあり。されば多くは草書輕毫、上下相接し、前後相望み、鳳翥鸞廻、姿態の妙を極めたり。然かも病軀にして忿卒走筆の間、二王の風を體し、張懷の趣を得能く古名蹟の格法を存せるは、心のまゝにして矩を踰えざるものといふべく、我が上代諸蹟中かゝる法書として蓋し類を絶するものなるべし。

斯くの如き名蹟も、從來原本の所在を審にせず。また森川氏も、その原本に據りしか、鈎摹を再録せしかを明にせず。されどその浪華帖に載するところ、他の諸蹟には往々頽勢萎靡して眞を距ること遠きものあるに拘らず、この消息は何れも特に精緻にして、野蹟の神韻を想ふに足るは、以てその原くところの優秀なりしを察すべく、斯の道の爲、實に至幸なりと謂ふべきなり。然かもこの帖の世に行はるゝもの極めて稀にして、容易に座右に備ふることを得ず、殊にその収録せる多くの劇蹟は、今や概ねその眞筆を精寫して、廣く世に行はるゝに至れども、朝臣の書として最も特色あるこの消息の、曾て複製せられざりしは遺憾の至なりき。こゝに文學士鈴鹿三七、同伊藤壽一の二氏と相議り、これを轉印して釋文を加へ、以てその高風を弘く江湖に流へ、併せて同好諸家研鑽の資に供するところあらむとす。

昭和十年九月

出雲路通次郎

300
70

浪華帖道風消息一冊

昭和十年十月
鈴木為義社刊

昭和十年十月十五日印刷
昭和十年十月廿三日發行
浪華帖道風消息刊記

編輯者 出雲路 通次郎
發行者 熊谷 直之
印刷者 鈴木 直樹
發行者 鈴木 直樹
發行所 場居堂本店
場居堂支店
東京市京橋區五丁目
發兌 場居堂支店

不許
複製

300

70

終